

# JIS

## 歯科用歯内療法器具－第3部：コンパクタ (プラグ及びスプレッタ)

JIS T 5221-3 : 2019

(JDMMA/JSA)

平成 31 年 3 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 医療機器技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
(委員)	青 木 春 美	日本歯科大学
	池 田 潔	公益財団法人医療機器センター
	植 松 美 幸	国立医薬品食品衛生研究所
	岡 田 浩 一	日本歯科材料工業協同組合
	奥 野 欣 伸	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会
	小 室 久 明	一般社団法人電子情報技術産業協会
	早乙女 滋	一般社団法人日本画像医療システム工業会
	佐久間 一 郎	東京大学
	塩 沢 真 穂	東京医科歯科大学
	瀬 戸 則 夫	日本歯科器械工業協同組合
	尾 頭 希代子	昭和大学
	松 岡 厚 子	国立医薬品食品衛生研究所

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 26.3.1 改正：平成 31.3.1

官 報 公 示：平成 31.3.1

原 案 作 成 者：日本歯科器械工業協同組合

(〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館 TEL 03-3851-6123)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：医療機器技術専門委員会 (委員長 村垣 善浩)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 タイプ	2
5 分類	2
6 要求事項	2
6.1 材料	2
6.2 寸法要件	2
6.3 機械的要求事項	5
6.4 再処理に対する耐久性	6
6.5 カラー表示	6
7 サンプリング	6
8 試験方法	7
8.1 一般	7
9 呼び、表示及び識別	8
10 包装	8
11 添付文書	8
12 ラベリング	8
参考文献	9
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	10
解 説	12

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本歯科器械工業協同組合（JDMMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 5221-3:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS T 5221** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS T 5221-1** 第 1 部：一般的要求事項及び試験方法

**JIS T 5221-2** 第 2 部：エンラージャ

**JIS T 5221-3** 第 3 部：コンパクト（プラグ及びスプレッド）

**JIS T 5221-4** 第 4 部：補助器具

**JIS T 5221-5** 第 5 部：形成器具及び清掃器具

# 歯科用歯内療法器具—第 3 部：コンパクト (プラグ及びスプレッタ)

## Dentistry—Endodontic instruments— Part 3: Compactors: pluggers and spreaders

### 序文

この規格は、2015 年に第 2 版として発行された **ISO 3630-3** を基とし、我が国の実態を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、歯科で使用する根管充填材の圧入に使用する歯科用歯内療法器具のうち、コンパクト（プラグ及びスプレッタ）の要求事項及び試験方法について規定する。ただし、電熱式充填器具及び加熱注入式コンパクトの場合は、先端部だけに適用できる。

この規格は、サイズ、マーキング、製品の指定、安全性、添付文書及び表示に対する要求事項を規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO 3630-3:2015**, Dentistry—Endodontic instruments—Part 3: Compactors: pluggers and spreaders  
(MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS T 5221-1:2014** 歯科用歯内療法器具—第 1 部：一般的要求事項及び試験方法

**注記** 対応国際規格：**ISO 3630-1:2008**, Dentistry—Root-canal instruments—Part 1: General requirements and test methods

**ISO 1942**, Dentistry—Vocabulary

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS T 5221-1** 及び **ISO 1942** によるほか、次による。